

## 被扶養者認定に必要な書類

○印：必ず提出 △：状況に応じて提出 なお認定審査上、他の書類提出を依頼することがあります。

### 【扶養認定必要書類】

	提出・添付書類	同居していなくてもよい人				同居が条件の人				備考
		配偶者	子・孫及び兄弟姉妹			被保険者の 父母・祖父母	配偶者の 父母・祖父母	甥・姪等	叔伯父・叔伯母	
			新生児	18歳未満	18歳以上					
必ず提出する書類	被扶養者（異動）届	○	○	○	○	○	○	○	○	
	住民票（世帯全員）	△		△	○	○	○	○	○	・配偶者は過去扶養の場合は不要 ・続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
	・扶養申請状況書（配偶者用） ・ " （配偶者以外用）	○	△	△	○	○	○	○	○	○

対象者の状況に応じて下記に書類をご提出ください。（複数の状況に該当する場合は、その全ての書類が必要です。）

生計維持関係の証明書	被保険者と別居の人		仕送証明（銀行振込（写）	○			○	○				・被保険者が単身赴任中や、扶養開始の子が学生の場合は省く ・生計費送金を証明する書類 ・併せて送金予定の念書		
	収入がない人	子（新生児は一人目のみ） （配偶者が当健保扶養でない）		夫婦の源泉徴収票（写）		○	○	○					収入が多い配偶者が産休・育休を取得する場合は併せてそれを証明する書類	
		学生 （大学生・大学院生 等）		在学証明書（写）	○			○			○			
		学生以外 （退職後1年以上経過した人）		所得証明書（写）あるいは 課税・非課税証明書（写）	○			○	○	○	○	○		事実確認が困難な場合は念書の提出
		自営業を廃業した人		個人事業廃業届出書（写）	○			○	○	○	○	○		
	退職した人	雇用保険加入	失業給付を受給しない人	離職票（1）（2）（写）	○			○	○	○	○	○	離職票の発行が遅れる場合は、退職証明書や健康保険喪失証明書（写）	
			失業給付を受給する人	離職票（1）（2）（写）	○			○	○	○	○	○		
			失業給付を受給終了された人	雇用保険受給資格者証（写）両面	○			○	○	○	○	○	○	「支給終了」の記載があるもの
		雇用保険未加入	退職証明書（写）あるいは 健康保険喪失証明書	○			○	○	○	○	○	○	年金受給者は年金（振込・改定）通知書 等	
	現在収入がある人	パート等の勤労者		収入が確認できる契約書（写）	○			○	○	○	○	○		
		年金受給者		所得証明書（写） 年金（振込・改定）通知書（写）	○			○	○	○	○	○	非課税の年金も提出	
		各種給付金の受給者		給付金通知書（写）	○			○	○	○	○	○	受給額及び受給期間が確認できる書類	
		自営業／不動産所得のある人		確定申告書（写）	○			○	○	○	○	○		
	その他の証明	結婚（配偶者の扶養）		婚姻受理証明書	○								入籍日より扶養開始で住民票により日付を確認できる場合は省く	
		父母・孫・兄弟姉妹・義父母・甥姪 叔父叔母（伯父・伯母）の扶養		・戸籍謄（抄）本（写） ・申立て書 ・父母と同居の兄弟姉妹の所得証明書		△	△	△	△	○	○	○		
障害者		障害手帳（写）	○			○	○	○	○	○				
離婚（子の扶養）		・戸籍謄（抄）本（写） ・前健保組合喪失証明（写）				○	○							

※ 収入とは、認定申請日から将来に向かっての1年間の収入となります。